

○厚生労働省令第二百二十七号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十六号）の施行に伴い、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則及び社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則及び社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「第六条第一項第六号」を「第六条第一項第九号」に改める。

第七条第三項中「規定する」を「規定する肝硬変の治療及び同項第七号に規定する」に改める。

第十条第二項第一号中「から第三号まで」を「第三号又は第六号」に改める。

様式第二号（3ページ）中「~~第9号~~」を「~~第9号~~」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に
関する省令の一部改正）

第二条 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成二十八年度」を「平成三十三年度」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十六号）の施行の日（平成二十八年八月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にある第一条の改正による改正前の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則様式第二号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。